

用地測量において新設する基準点の扱いについて

国土交通省 土地・建設産業局 地価調査課
地籍整備課

用地測量の成果を対象に国土調査法第19条第5項の指定の申請を行う場合には、地籍調査の成果と同等以上の精度又は正確さを有する必要がある。その際、基準点を新設する場合には与点の精度確保が必要となるので、その考え方等を以下のように示す。

【与点の考え方】

地籍調査作業規程準則第38条等に基づき、測量の基礎とする基準点等は以下のとおりである。

- ① 測量法第2章の規定による基本測量の成果である三角点及び電子基準点
- ② 国土調査法第19条第2項の規定により認証された基準点
- ③ 国土調査法第19条第5項の規定により指定された基準点
- ④ 測量法第41条第1項の規定に基づく国土地理院長の審査を受け、十分な精度を有すると認められた基準点

○ 先日の説明会（2月23日）において、新設した補助基準点を与点とする場合には、国土地理院長の審査を受けて十分な精度を有する必要があると説明した。その後、国土地理院との打合せを行い、その結果を踏まえた精度確保の方法を以下に示す。

○ 補助基準点は、近傍にある既設の4級基準点以上の基準点から境界点を直接測量出来ない場合に設置する仮の点であり、基準点ではない。このため、補助基準点を新設する場合には、境界測量の計算過程において補助基準点の座標値を用いるものの、境界測量では4級以上の基準点を与点とする必要がある。（新設した補助基準点は国土地理院長の審査を受ける必要はない。）

○ 4級基準点等を新設する際には、既述の「与点の考え方」に示された3級基準点等の基準点を与点とすることになるが、特に与点が④の測量法第41条第1項の国土地理院の審査を受けていない場合には以下のように対応する。

I 測量法第36条に基づく公共測量実施計画書を提出している場合

測量法第40条第1項に基づき、測量成果の提出を速やかに行い、審査を受ける。

II 測量法第36条に基づく公共測量実施計画書を提出していない場合

(1) 与点となる基準点の関係書類（測量網図、精度管理表等）がある場合

測量法第36条に基づき、新設する基準点の計画書とともに、与点となる基準点の関係書類等を提出する。

なお、この場合、新設する基準点の審査等が行われるが、与点そのものの審査が行われないことに留意されたい。

(2) 与点となる基準点の関係書類（測量網図、精度管理表等）がない場合

再度、与点の測量等を行う。具体的には、測量法第36条に基づき、新設する基準点と与点の測量等を含めた計画書の提出等を行い、同法第41条に基づく国土地理院の審査を受けて十分な精度を有することを確保する。

なお、東日本大震災により平成23年に測量成果の公表が停止された20都県においては、基準点の座標値の補正と併せて測量法第36条に基づいて与点の計画書の提出等を行うことができる。

○ 測量法第36条に基づく公共測量実施計画書を提出していない4級基準点等を改測しようとする場合には、なるべく早期に地方測量部等に事前に相談されたい。

○ 国土地理院からは、測量法第36条等に基づく申請手続きはできるだけまとめて行って欲しい旨の要望があった。

【参考】

